

公益財団法人日本障害者スポーツ協会
スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人日本障害者スポーツ協会が開催する全国障害者スポーツ大会等障害者スポーツ振興諸事業及びその組織運営に関して行った決定事項に対する不服申立てについては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規則は、平成24年9月28日から施行する。